

平成 2 9 年 第 2 2 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 9 年 1 1 月 2 4 日（金）午後 1 時

場 所：教育委員会室

教育長	白 井 正三郎
教育長職務代理者	松 原 秀 成
委員	石 井 正 治
委員	古 卷 勲
委員	上 野 操

事務局	教育推進課長	柴 田 靖 弘
	学務課長	川 勝 賢 治
	指導室長兼教育研究所長	市 川 茂
	学校施設担当課長	高 橋 和 彦
	統括指導主事	中 山 兼 一

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	岡 田 隆 史
	同 主査	栗 間 大 介

	<p>開会時刻 午後 1 時</p> <p>白井教育長 ただいまから、平成 29 年第 22 回教育委員会定例会を開催いたします。日程第 1、署名委員を決定します。松原委員と古巻委員にお願いします。続いて日程第 2、議案審議にまいります。</p> <p>はじめに第 44 号議案、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取についてを議題といたします。</p> <p>この議案は、教育に関する事務の議案について、平成 29 年第 4 回江戸川区議会定例会で審議するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、区長から教育委員会に対して意見聴取されたものです。本件は、議会に上程される前の議案に関するものであり、政策形成過程にある案件であるところから、江戸川区教育委員会会議規則第 13 条に定める秘密会として審議したいと思いをします。</p> <p>また、第 45 号議案、幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正について及び、第 46 号議案、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正につきましても、第 44 号議案に関連するものであり、同様に政策形成過程にある案件であることから、あわせて秘密会として審議したいと思いをします。</p> <p>この発議に賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
教 育 長	<p>全員賛成でございます。</p> <p>それでは、ただいまより秘密会とさせていただきます。</p> <p>なお、第 44 号議案から 46 号議案については、議案が議会に上程された後に議事録の公開を可能といたします。</p> <p>〔第 44 号議案から第 46 号議案にかかる審議、政策形成過程終了につき公開〕</p>
教 育 長	<p>それでは、第 44 号議案を審議いたします。</p> <p>内容について、事務局から説明をお願いします。</p>
柴 田 教育推進課長	<p>第 44 号議案、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取についてでございます。</p>

1枚おめくりいただきまして、区長から教育長宛てに教育に関する事務の議案について、平成29年第4回江戸川区議会定例会に下記の議案を提出する予定です。ついては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の意見を聴取するものです。

記書きの1、平成29年度江戸川区一般会計補正予算中、教育の事務に関する部分。2、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。この2点についてでございます。

1枚おめくりいただきまして、この議案についてということで、実は、前回の教育委員会でも意見聴取はございましたけれども、今回は、その追加議案ということでのものがございます。

内容につきましては、こちらにありますとおり、1の補正予算、そして5と書いてありますのは、これは私どもの6番にあります幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正する条例に関連して、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ということで関連がございましたので、項目だけ残していました。内容については、次のものから説明をさせていただきます。

まず、補正予算からでございます。表になっているものがございますけれども、よろしいでしょうか。平成29年度給与費補正概要（教育費）案でございます。

歳出の項目です。教育費、教育推進費の一般職の給与費、それから、一般職の給与費の小学校費、中学校費、幼稚園費それぞれの減額補正を教育推進費では行い、教育推進費といたしましては、1億1,440万7,000円の減額。学務費は、1,055万4,000円の増、教育指導費は、799万2,000円の増、それから学校施設費が539万7,000円の増、教育研究所費が27万5,000円の増ということで、教育費全体としては9,018万9,000円の減額補正を計上したものであります。後ほど、幼稚園教育職員の給与条例の一部改正条例に関連する今回のこの給与費のものがございます。職員の給与費の改定条例にかかわっての減額、もしくは増額という補正になっております。

下の欄に、その内訳をお示ししてございます。教育推進費の減額1億1,440万7,000円の内訳でございますけれども、この一般職の給与費、こちらが2,900万余の減、給料、職員手当等、それから共済費という内容になってございます。

それから、小学校費の給与費でございますが、同じく2,720万円の減。一般職及び中学校費も3,040万2,000円の減、それから幼稚園費の2,771万9,000円の減となっております。

それから、裏面にそれぞれ学務費、それから教育指導費、学校施設費、それから教育研究所費のそれぞれの内訳を載せさせていただいております。

実は、この減額につきましては、教育推進費だけ減額となっております。といいますのは、実は、この人件費につき、一般職の給与費につきましては、これは財政課が算出した現員現給というような形で当初予算の計上時につきましては、その額が示されております。教育推進費も計上したわけですが、教育推進費のほうの人数の算定が、137名で計上してありましたところ、実際には133人でした。それから、小学校費が228名の計上で220名、中学校費111名の計上が102名、幼稚園費は14名の計上が11名ということになっておりましたので、減額というふうになっております。

増額と減額の違いでございますが、今回、給与改定がございます。後ほどご説明いたしますけれども、職員の給与の条例の特別区人事委員会からの勧告に従いまして、今回、給与改定を議案として出しています。ですので、増えるところが本当のところでございますが、教育推進費につきましては、減額の額のほうが大きかったということで、全体で減になっています。他の課は、今回の人事院勧告の実施に伴いまして給与改定に伴っての増額がほとんどということで、増に転じているというふうにお考えいただければと思います。補正予算については、以上でございます。

続いてよろしいでしょうか。

教 育 長

よろしいですね。どうぞ。

教育推進課長

それでは、続きまして、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。今申し上げたとおり、最初の資料を、ごらんいただきたいのですが、こちらの項目をお出ししています。よろしいでしょうか。こちらの6番と書いてあるところに、そのものが書いてございます。こちらのほうです。最初のほうです。よろしいでしょうか。

こちらで書いてございますとおり、特別区人事委員会の勧告に基づきまして、今回、公民較差の括弧で526円、平均526円、0.13%を解消するために、行政職給料表及び医療職給料表並びに幼稚園教育職員の給料表を改定するという内容でございます。今申し上げたとおり、平均で公民較差526円、0.13%の解消ということで、この分の増額になります。

それと、もう1点は、特別給であります、期末手当及び勤勉手当について、民間における特別給、賞与の支給状況を勘案して、年間の支給率を月数0.1月分引き上げる、4.5月とするという内容でございます。これについて

は、民間の状況等を考慮し、勤勉手当に割り振るということであります。

下の表のさらに下でございます。今年度、平成29年度、まず最初の月例の給料表の改定によりまして、これは、今年の4月1日にさかのぼって施行となります。ここに示してありますのは、表にお戻りいただいて、特別給です。29年度、本年度支給済みの分として6月が2.05。そして12月を2.10から2.20ということで、0.10月分を追加をする改定をするもので、3月は0.25のまま。全体で4.40から4.50とするというものです。これにつきましては、29年度のみ12月に0.10を増やします。

30年度以降は6月、12月で0.05ずつを追加して、このように改定をするという2段階の改定でございます。年間の支給月については、29年度、30年度以降ともに合計で4.50になるという内容になっております。

お手元に、あとは新旧対照表をおつけしてございますけれども、よろしいでしょうか。まず、84号議案の幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例という横判のものをごらんいただきたいと思います。この第30条2項ですね。2項の赤字でお示しした部分が、100分の100ということで、この括弧書きの管理職手当の支給を受けているものは100分の120ということでの改定になります。右側が9ということで、90から100というふうに改定をする内容になっております。再任用については、このような形で改定をするというものであります。

なお、この条例につきましては、次のページのほうをごらんいただきたいと思います。別表第1ということで改定をするものであります。

もう1点、この条例に関しての第2条関係でありますけれども、こちらにつきましても、今度は、平成30年度の改定の内容がこちらに、先ほど申しましたとおり、100分の95ということで改定をさせていただくものであります。2段階の特別給の改定になります。よろしいでしょうか。

次の5ページ目をごらんいただきたいと思います。付則です。この付則につきましては、先ほど申し上げたとおり、第2条の規定、0.05ずつ上げるというものは、平成30年4月1日から施行すると、ここでうたっております。そして、第1条のほうは、今回は12月で0.10を支給しますという内容の改定については、平成29年4月1日から適用するというものでございます。これは、先ほど申し上げたとおり、さかのぼっての規定ということに、施行ということになります。

その他については、その他、何というのでしょうか、異動のあった者ですか、昇格した者などの取り扱いについて規定したものであります。このよ

	<p>うな内容で、給与条例の改定をさせていただきたいというふうなところでございます。</p> <p>振り返りますと、二つの改定です。月例給の改定、それから特別給について改定をすると。0.1月分増やす。ただし、この増やし方については、29年度と30年度と異なるという2段階の改定を一緒にさせていただくと、そういう内容になっております。以上が45号議案の内容でございます。</p>
教 育 長	<p>ということでございまして、幼稚園教育職員の給与を改定するということでございます。皆様のご質問等ございましたら、どうぞお願いいたします。</p>
石 井 委 員	<p>特別給についてお伺いしたいのですけれども、年間支給月数というのは理解、もちろんできたんですが、では、その月数のもととなる月というのは、どの月になるんでしょうか。</p>
教 育 長	<p>どうぞ、事務局</p>
事 務 局	<p>すみません。細かい話になりますので私からご説明させていただきます。</p> <p>基準となる日はあるのですが、公務員の場合、基本的に年間を通じて月給が動くということは、基本的にありませんので、基本的に4月1日が統一で昇給する月になります。4月時点の給料とお考えいただければわかりやすいかと思います。</p>
石 井 委 員	<p>ということは、給与が4月1日にさかのぼって上がるということは、特別給も連動して4月1日の昇給したものをもとに上がると、そういうことでいいわけですね。</p>
事 務 局	<p>はい。おっしゃるとおりです。4月1日にさかのぼって、この給料表が増額改定されまして、それに基づいて6月分についてはもう一度、再計算をし直して、その差額を追加支給するという形になります。</p>
教 育 長	<p>ほかに。よろしいですか。この件については、このようなことで了ということでございます。</p> <p>それでは、区長にその旨、異議なしということで回答いたします。</p> <p>次に、第45号議案、幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正。事務局から説明をお願いします。</p>

教育推進課長	<p>45号議案、幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正についてでございます。</p> <p>これにつきましても、今回、給与改定に伴いまして、この給与の職務給というものが規定をされてございます。例えば、新たに採用された幼稚園教育職員が、どの号給に充てられるかといったものが、この新旧対照表の別表についてございますけれども、このように当てられるという規定をしてございます。規則の中に規定をしております。</p> <p>これにつきまして、江戸川区の場合は、新たに幼稚園教育職員の採用というものは現実ないんですけれども、この規則は同時に、ここにあるとおり、昇格をした際に、職務の級が上がった上で、号給はどこに移るかというものを規定している規則です。これの改定も同時に行うというものでございます。</p> <p>こちらも29年4月1日にさかのぼっての施行ということになっております。以上でございます。</p>
教 育 長	<p>質問がございましたら、お願いいたします。</p>
上 野 委 員	<p>今のさかのぼってと言うのだけど、公布の日から施行する。公布の日というのは、何年何月何日なのですか。</p>
事 務 局	<p>よろしいでしょうか。</p>
教 育 長	<p>どうぞ。</p>
事 務 局	<p>度々で失礼いたします。こちらの規則は、先ほどご審議いただいた給与条例の改正が前提になっていきますので、給与条例が通った後で改めて公布するというスケジュールになります。ですので、具体的な日付はこちらには書いていないのですが、予定では今月の30日を予定しています。</p>
上 野 委 員	<p>そうですか。わかりました。</p>
石 井 委 員	<p>今の昇格時対応号給表につきましてお伺いしたいのですけれども、昇格したときに、例えば1級の人が2級になったときに、1級の何号俸は2級の何号俸になりますよということだと思っておりますが、もちろん、昇給はそれぞれしていくと思うのですけれども、昇給幅というようなのは、どのように調整</p>

	<p>されて、どういう表ができ上がっておりますでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>規則の本文を省略していますので、わかりづらいかと思えますけども、定義としまして昇格等の場合とは、職員の職務の給料表の上位の職務の級に変更することを言うということで、昇給に伴う加算をした上ですぐに上位のところに移るといふふうになっています。</p>
石井委員	<p>わかりました。そういうふうに表がつくられていると、そういうことですね。ありがとうございます。</p>
教育長	<p>ありがとうございました。45号議案は、よろしいでしょうか。</p> <p>〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
教育長	<p>それでは、この旨で原案のとおり決定させていただきます。</p> <p>次に、第46号議案、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
教育推進課長	<p>同様に、今回の給与条例に関連しての規則の改正でございます。</p> <p>先ほども申し上げましたけれども、特別給の部分につきましては、この幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則により規定をしてございます。あわせて、こちらの改定を行うものあります。</p> <p>新旧対照表をごらんいただければと思います。先ほど条例にもございましたけれども、支給割合として第4条でこのように規定を変えさせていただくというものであります。これについて、この規則については、公布の日から施行するというものでございます。</p> <p>すみません、もうワンセットあります。こちらのほうは、30年4月1日施行するものでございまして、先ほど申し上げました6月、12月に分けて行うと。2本合わせての今回の、2段の改定ということになります。ですので、こちらにつきましては、付則で、この規則は平成30年4月1日から施行するというものでございます。2本立てでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
教育長	<p>ありがとうございました。いかがでございましょうか。</p> <p>皆さんよろしいですか。</p>

	<p>〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>特にないようでございますので、原案のとおり決定させていただきます。 秘密会は、ここまでとさせていただきます。</p>
教 育 長	<p>それでは、続いて日程第3、教育関係事務報告でございます。 はじめに、平成28年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査についての報告をお願いいたします。</p>
市川指導室長	<p>それでは、お配りした資料に基づいて説明させていただきたいと思えます。 まず、左側をごらんいただきたいと思えます。調査の概要でございます。 こちらは、国が全国的に行っている調査でございます。児童生徒の問題行動等について全国の状況を調査することにより、教育現場における生徒指導上の取り組みの充実に資するとともに、本調査を通じて実態把握を行い、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見、そして対応につなげていくものとした趣旨でございます。こちらは、全国的な調査を行っている関係上、前年度の1年間の結果という形で、この翌年度の秋に公表という形になります。</p> <p>主な調査項目でございますけれども、暴力行為、いじめ、長期欠席、いわゆる不登校等になります。本区においては、全ての小学校、中学校が対象となっていて、対象となっている児童生徒数も、小学校は約3万5,000人、中学校は約1万6,000人となっています。</p> <p>それでは、右側、順を追って、それぞれの状況について説明させていただきたいと思えます。まず、2番、右上の暴力行為の状況でございます。こちらは、1校当たりの件数という形でお示しさせていただいていますが、ここ数年の26・27・28年度の経年をごらんいただきたいと思えますので、右側のグラフをごらんいただきたいと思えます。</p> <p>まず、全体的な傾向ですが、昨年度は、27年度は251人が対象でございました。失礼しました。27年度は、251人ですね。28年度は266人ですので、若干ですが、増加しています。</p> <p>内訳として、小学校のほうが、58から46に減少しているのに対して、中学校は193から220と増加しております。特に、小学校、中学校それぞれ発生件数、お示したとおりなんですが、特に中学校について、220件中、学校の管理下におけるものが210件と圧倒的に多うございます。で</p>

すから、学校の管理以外のものは、残りの10件ということになります。

続きまして、その下、3番、いじめ認知件数の状況でございます。こちらもグラフのほうをごらんいただきたいのですが、この3年間、26・27・28年度を比べますと、227、144、101と、減少傾向が続いております。

それから、小学校、中学校ともに、それぞれ3カ年比べますと、数が年々減少していることがわかりいただけるかなというふうに思います。こちらは、いじめ認知件数、つまり学校が把握した件数ですので、実際には把握していないところで児童生徒がいじめ等を行っている可能性も、もちろんあるんですが、全体的に、さまざまな取り組みが効果が出ているのかなというふうに思っています。

それから、最後、4番でございます。不登校の状況。こちらについては、小学校、中学校それぞれデータをお示ししているのですが、出現率という形で比べますと、都や国とどうなのかということがわかりいただけますので、出現率を中心にお話ししたいと思います。

出現率というのは、児童生徒総数に対する不登校の子どもの割合でございます。それに100を掛けてパーセンテージにしたものでございます。

まず、中学校でございますけれども、右側のグラフの四角いプロットのほうですね。上のプロットをごらんいただきたいのですが、26年度が3.80、27年度が3.96、28年度が4.13と、少しずつ増加傾向が続いているような状況でございます。

この4.13という数なんですが、左側の表のところの都と国と比べていただくと、都の出現率が3.60、国が3.01ですので、本区の生徒の出現率が高いことがわかりいただけるかなというふうに思います。

それから、小学校のほうでございますけれども、小学校は、26年度から0.52、0.38、0.43ということで、26から27年度にかけて、若干減ったのですが、また、27年度から28年度は増加したというような状況でございます。

なお、28年度の実数なんですが、実際にごらんいただくと、小学校が150名ですね。中学校が669名ということですので、合計しますと819名該当するといったところでございます。ですから、約5万1,000人程度の子どもに対して、819人いるというふうにご理解いただければと思います。こちらについては、これまでもご案内しておりますけれども、非常に高い数だなというふうに思っています。さまざまな取り組みは進めているところではあるのですが、今後も一層、取り組みを強化していく必要があると

	<p>いうふうに認識しております。</p> <p>概要は、以上でございます。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございました。いろいろご質問、ご意見あろうと思いますが、どなたかいかがでございましょうか。</p>
松 原 委 員	<p>2番目の暴力行為なんですけれども、これ5月、基本調査のデータだと思うんですけど、暴力行為の中身ですね。どんなものがありますか。</p>
指 導 室 長	<p>ちょっとお待ちください。基本、こちらの調査については、定義が、それぞれの学校児童生徒が、故意に有形力を加える行為となっていますので、いわゆる言葉は入っていないということですね。</p>
松 原 委 員	<p>これは、誰が誰にやったかということはわかりますか。</p>
指 導 室 長	<p>それはわかっています。</p>
教 育 長	<p>生徒同士なのか、生徒か先生なのかというようなことがあれば、教えていただければ。</p>
指 導 室 長	<p>大きく分けると、対教師暴力、それから生徒間暴力、それから対人暴力、器物損壊、この4種類で調査を行っています。</p>
松 原 委 員	<p>ちなみに、対教師暴力というのは何件くらいですか。</p>
指 導 室 長	<p>数が多い中学校についてお話ししたいと思いますけれども、こちらの発生件数で申し上げますと、対教師暴力は25件でございます。</p>
教 育 長	<p>220件中25件。</p>
指 導 室 長	<p>そういうことです。</p> <p>それから、生徒間が124件。対人暴力が2件。一般の方とか、そういうことです。最後、器物損壊が69件ですね。そういった内訳です。</p>
教 育 長	<p>生徒間が半分以上ですね。</p>

上野委員	<p>この一番右側の表を見ると、どの表を見ても、小学校と中学校を比較すると、中学校のほうが圧倒的に多いですね。</p> <p>一番左側のほうの調査の概要のほうの(5)を見ると、児童数ですか、児童数から見ると、小学校が、これは649万ですか。中学校が342万。まあ、大ざっぱに見て半分まで、半分ちょっと多いですね。</p> <p>私が聞きたいのは、元の人数から言うところなのに、これを見ると、やっぱり圧倒的に中学生のほうが割合が多いということですね。</p> <p>こんなに差があると思わなかった。</p>
古巻委員	<p>この三つは、それぞれ独立した形でデータが出ていますけれども、複合的な要素というのは、あるのではないかなと推測されるのですね。例えば、不登校になった理由というのは、これはこの中には出てこないと思いますけども、いろんな理由があって、例えば、いじめられているからとか、あるいは暴力されたとか、あるいは、不登校で言えば、もっと家庭の諸問題とかあると思うのですが、その辺のところまでの分析は、どうなんでしょうか。</p>
指導室長	<p>まず、不登校については、主な要因ということで複合的なものも、もちろん多数あるのですが、一番主たる要因を、学校は一人一人について要因を分類することになっていまして、その割合を参考までに申し上げたいのですが、小学校で一番多いのが、家庭に係る状況でございます。例えば、家庭の生活環境の急激な変化とか、親子の関係をめぐる問題とか、家庭内不和とか、小学校の場合は、そういった理由が一番というふうになっております。</p> <p>2番目に多いのが、いじめを除く、いじめではないという定義になっているから、いじめを除く友人関係をめぐる問題、友達関係のこじれとかそういったことですね。それが2番目に多うございます。3番目が、学業不振でございます。</p> <p>それから、中学校のほうは、この要因として多い三つは変わらないのですが、若干順位が変わりまして、一番、中学生で多いのが、いじめを除く友人関係をめぐる問題です。友達関係ですね。それから、2番目が家庭に係る状況。3番目が、学業不振といった理由でございます。</p> <p>各学校から上げてきた不登校の要因の中で、小学校、中学校ともに、いじめという項目も実は調査用紙にはあるのですが、本区の各学校から上がってきた数の中では、いじめを要因とした件数は0でございます。小学校、中学校ともに0でございますので。ただ、いじめの認知件数との関係が全くない</p>

	<p>とも言い切れない部分が、正直言ってあります。というのは、例えば、実際には、この調査も対象の前年度までにそういったいじめを疑われるような事案があって、それが、また何らかの形で引き継いで、この調査年度では、友人関係をめぐる問題というところで分類されている可能性もありますので、ですから、はっきりいじめの認知件数と不登校の状況の要因に全く関係がないとも言い切れないですね。ですから、ちょっとこの調査に関しては、それぞれの項目の該当するお子さんの要因とか原因を、それぞれ答えていただいていますので、過去にさかのぼってというわけではございませんので、ちょっと、そのあたりは調査の限界でございます。</p>
教 育 長	<p>古巻委員がお話になったとおり、やはり関連していることは、当然あると推測されますよね。</p>
上 野 委 員	<p>さっきのお話を聞くと、いじめを除いてというふうにして調べているからね。やっぱり絶対にないか、当然、私はないということはないと思うのだけど、いじめを除いてというところが、じゃあ、いじめはというのは入れないと、ちょっと相関関係みたいですね。古巻先生の言う、いじめとか暴力行為とのかかわり合いでの不登校というのは、あるような気がしますね。</p>
古 巻 委 員	<p>というのは、やっぱり中学生、松原先生なんかはもうよくその辺はおわかりだと思いますけれども、小学生と違って中学生になると、大概、自我に目覚めるというか、小学生のときの悩みとか、そういうものとはちょっと違った意味での外的な問題も含めてのことが、中学になると、私も経験上ありますけれども、かなり、こう、世間に目を開くということから、別の意味での対処の仕方が出てくるのではないのかなというふうに思いましたので。</p>
石 井 委 員	<p>私もこの表を拝見してまして、相互に連動をしているのではないかななんて思って見ていたのですね。そういうこともあるかもしれないしというようなことだったのですが、一つ指摘申し上げたいことがありまして、暴力行為なのですが、小学校では1校当たりが0.65で、中学校になると6.67、言ってみれば、1校当たり10倍増えているわけですね。それを都と国で見比べてみますと、都では5倍、国では2.5倍というわけで、この上がりようは、ちょっと尋常ならざるものがあるなと思ひまして、何だろうなと思ったのですが、暴力行為って、要は、心のささくれと言いましょか、そんなのが出るような事柄だと思うのですが、小学校の場合には、その心の荒</p>

くれを行動に出そうとしても、先生が抑えられる。

中学校になると、先生はもう抑えられないというようなところで、ぱっと行っちゃっているのかなと。そんなふうに考えますと、子どもたち、これも教育の問題にしちゃうと、ちょっといけないのですけども、子どもたちに寄り添う、そういうところから、まだもう少し、私たち足りないのかなと。きちっと対話できていれば、力がついてきても、その力を行使すれば、みんなが悲しむということがわかるはずですので、そういう行動には出ないと思うんですよ。でも、そうじゃなくて行動に、1校当たりの点数を掛ける10倍というところまで行っちゃっているというのが、何かまだ、足りていないところがあるのではないかなんていうような、そんなことを私たちは考えたんですが、どんなふうに分析されていますでしょうか。

指 導 室 長

先ほどおっしゃっていただいたように、やはり、小学生に比べますと、どんどん自我が目覚めて、アイデンティティーを確立する上で、当然いろいろな葛藤を感じながら成長していくのが中学生なのかなというふうに思いますので、そもそも、小学生のときとは違う考え方というか、受けとめ方で、いろいろなことを対応していくのかなというふうに思っています。

さらに、中学校ということで、身体もどんどん大きくなりますし、そういった部分も要因としてはあるのかなと思っています。ただ、あと、石井委員がおっしゃったように、これは大人の問題も、往々にしてあるのかなと思っています。先ほど、例えば、不登校の要因の中で、家庭とか、そういったところも非常に要因として高い数値があるのですが、結局、家庭も含めて社会全体が子どもたちを十分受けとめられているか、特に、また学校現場も、もちろんそうなのですけれども、そういったところは、ちょっともちろん学校が中心とはなるのですけれども、もっと社会で考えていく必要があるのかなということは、私も同感でございます。

あと、気になるのは、最近、学校では、こういった、いわゆる怒りをコントロールするアンガーマネジメントというところも注目されてきていて、例えば、かっとなったときに、6秒とか7秒耐えると、人間の体で一旦ちょっとおさまるといふふうに言われているのですね。ですから、そういった教育もこれからどんどん、本区の子どもたちにも推進していく必要があるのかなというふうに、改めてこの数値を見て感じ取った次第でございます。

松 原 委 員

不登校の状況なんですけれども、今現在も、毎月不登校の課題に取り組んでいますよね。これ、先生方が、自分のクラスだけの問題にしないで、不登

	<p>校にしても、いや、学校として、校長先生の経営方針のもとで取り組んでいくというような、担任ごとじゃなくて、先生方一人一人が、とかね。だから、全校でそういうような意識づけがされると、また違うのかなと思ったりしているんですよね。そういう点で取り組んでいるそのことが、さらにもっと、円滑にといえますかね、現場に機能していくといいと思うんですけどね。</p> <p>今、ぬくもり塾で小学校6年生で、4年の後半から行っていない子が1人いるんですけど、男の子で。本人は毎週土曜日来るんですけどけれども、学校には、教室には入らないけど、別室登校をやっているんですね。その先生も彼にかかわって頑張ってくれているんですけど、そういう子が、予定では、来年鹿骨中に行くんですけども、中学校は、いやちょっと無理みたいなような、親御さんも意外に今言っているんですよね。そういうところでの細かな部分でも、それこそ小中連携じゃないんですけどね。情報交換をしていかれると、またちょっと違うようになるのかもしれないね。</p>
教 育 長	<p>私からいいですか。</p> <p>これ、データは3年間なんですけど、例えば、暴力行為で言うと、中学校だけでもいいんですけど、24、25は何件ぐらいでしたか。</p>
指 導 室 長	<p>では、さかのぼっていきます。中学校ですが、26年度がそこに書かせていただいたように320件でございまして、25年度、その前の年が267件。その前、24年度は251件で、その前、23、22、21あたりも、250以上が続いています。20年度は190件とあって、200件を割っていたようなところですよ。</p>
教 育 長	<p>いじめはどうですか。</p>
指 導 室 長	<p>いじめに関しては、これは、実は、ずっと経年で調査をしているんですけど、調査の仕方が何年間に1回変わることがあるんです。それで、例えば本区のこれまでの定義が多少、調査の定義が変わったりしていますが、ピークだったのが25年度、小学校が188件、中学校が266件で、合計454件というのが、これまでの調査でのピークですよ。</p> <p>恐らく24も近い数字になっていますので、24、25、ちょっと今、即答できないのですが、このころから定義は今のままということです。これは、大体、国の調査のこの定義が変わるのが、全国的に大きな、こういったいじめ案件で、問題が起きると見直しが行われることがありますので、ちょうど、</p>

教 育 長	<p>これは滋賀の大津の件があったときから変わっているはずですが。今の定義に。</p> <p>わかりました。いや、私、26年から来させていただいたんですけど、その年って割合と確かに学校が、卒業式とかいろいろ、警察入れるとか言っていた年で。この2年間は、今年を入れると3年目になりますが、割と卒業式とかも、そんなに、今は慌てていない感じで聞いているので、ちょっとやっぱり26年が多かったというか、荒れていたのですかね。</p> <p>最近からで言うと。何かそんな感じがしますね。</p> <p>この件は他によろしいですか、いいですか。</p> <p>〔「はい」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、この報告は以上で了承とさせていただきます。</p> <p>以上をもちまして、平成29年第22回教育定例会を終了させていただきます。</p> <p>閉会時刻 午後2時01分</p>